

Title	戦後失業対策と都市日雇労働者
Sub Title	The post-war unemployment relief and the casual town-kabourer
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.4 (1954. 4) ,p.428(98)- 441(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19540401-0098
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540401-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ンキピア三つのマンスに分住)。

(49) 恐らくザイツリウベなるマンキピアが、その自由人と一緒に住んでいたのである。(この Liberi が自由民の出自であろうと又は被解放奴隷(つまりマンキピアと同格の者)であろうとその経済的状態は大差なし。)

(50) Langtio Ludouici regis secundi de Langenen.

各ウィラより此處に來たり、これまで余の所料トリブリンに奉仕するマンキピア、即ちその三人の子と共にロップ、三人の子を伴うムニスウィンド、その二人の子持のアダヒルド、その一人の子を伴うリーベダグ。

(51) タキトマスが「ゲルマーニア」第十六章で „colunt discreti ac diversi, ut fons, ut campus, ut nemus placuit.“ (「ゲルマーニア」泉や野原や林に満足してちりぢりに分れて住む)と述べている生活慣習は „Vicos locant non in nostrum morem coneris et cohaerentibus aedificis: suam quisque domum spatio circumdat, ….” (「ゲルマーニア」吾々(ローマ人)のやうに建物を密着し、接合して村を設けず、その家を空地で囲む)の叙述とともに此處でももう一度注意する必要がある。勿論部族的自由が事實上消滅したマンキピアの社會に無條件にその状態を想定することは困難であるがヘレネスの居住様式 *kyvolokia* に對してゲルマーニアが主張し得るゲマインデの特徴の一つがこの自己差別性の中に保存されている

からである。

戦後失業対策と都市日雇労働者

黒川 俊 雄

敗戦による日本帝國主義の崩壊は、軍需生産の停止と財閥の獨占資本の生産サボによる民需生産への轉換の遲滞によつて、工場の休廢止にもなる徵用工をはじめとする數百萬の労働者の失業をもたらした。その上軍復員や海外引揚などによつて一擧に大量の失業者を街頭にあふれさせた。一九四五年一月一六日の厚生大臣要望事項中復員及失業者推計は、その數を一、三二四萬人と計算している。この尨大な失業者のうち、農村に歸つていける潜在的過剰人口として滞留した者も少くなかつた。しかも戦後莫大な隱匿物資が「闇市場」に流されて投機の對象となり、その大部分を所有していた財閥の獨占資本がインフレを利用して大きな利益を得ていた時期には、失業者もかつぎ屋その他の闇商人となるか、身軽く消費財生産に轉換した

中小企業に雇われるかして潜在的、および停滯的過剰人口を形成し、不安定な就業状態に身をおいた者が相當多かつた。一九四六年四月の厚生省人口調査は、農村に歸つた者や闇商人などになつた者、および女子で戦後解雇された者を除いて、失業者および半失業者の數を四五四萬人と計算している。

かつて第一次世界大戦後にもやはり一擧に大量の失業者が出された。特に一九二〇年の恐慌後「急性的に現われ」た失業者「産業豫備軍」は、その後慢性化し、資本主義の全般的危機の特徴といわれる「失業常備軍」を形成するにいたつた。しかし政府は、この大量失業に直面してなお「歸農」奨励といういわゆる「失業潜在化」停滯化政策に依存し、特に失業対策を積極的に遂行しようとはしなかつた。この「歸農」策が資本家と地主にとつて利益であつたことはかつて指摘されたところであり、それはまさにブルジョア地主的天皇制政府の失業対策を特徴づけるものであつた。けれどもこの天皇制政府も、大戦後の國際労働運動の革命的昂揚の中で、激化する日本労働者の失業反對闘争、特に左愛會關西労働同盟會の失業者保護の要求、および第一回國際労働會議の決議などに壓されて、一九二一年職業紹介法を制定施行し、全國的職業紹介制度の確立をはからざるをえなかつた。とはいへ設立されたこの制度は、一九二〇年労働組合同盟會のかかげた「職業紹介所は委員制度に則り勞資双方の代表者を以て組織す」という要求を否認したものであり、官僚によつて運営される貧弱な施設で、半封建的な労働ボスと

戦後失業対策と都市日雇労働者

結びついた「口入屋」式のを脱しきれない實狀であつた。その後政府は失業反對闘争を含む労働運動のたかまりに直面して、一九二五年一方では治安維持法を制定することによつて労働者の闘争を彈壓しながら、他方ではようやく六大都市冬期日雇労働者救済事業を實施することになつた。そして一九三〇年の大恐慌によつてさらに大量失業が発生し、特に農業恐慌の深まる中で政府も従来のような「歸農」奨励による「失業潜在化」停滯化政策にあまり依存しえないことが明白となるに及んで、失業救済事業を累年擴張していく政策をとるようになつた。しかしそれも、當時日本労働組合評議會を中心とする労働組合の一般的要求となつていた「失業手当法の制定」をふみにじつて、まさに「失業保険制度の代替物として出現した」ものにほかならなかつた。しかも政府は絶對主義的な「慈悲」精神から失業者の「被救濟權」を否認し、滿洲事變後の經濟軍事化にもなう國府縣道、橋梁港灣、河川改修などの土木事業の増大によつて、土建資本家や半封建的な地主のほしいまな搾取に失業者をまかせていたのであり、それは救済というよりも半封建的な労働ボス制度を利用するファッショ的な強制就勞となつた。そして中日戦争から太平洋戦争へと日本帝國主義の侵略戦争が進展する過程で、職業紹介所もまさに「戦争目的のために人的資源動員上必要とする機構の大切な部分」として、軍部ファシスト獨裁下の國民勤勞動員署に轉化していつたのである。しかもこの國民勤勞動員署は従來の貧弱な職業紹介所の

機能を補充すべく、政府が産業報國會と同じように、強制的につくらせた勞務報國會を通じて勞働ボスを利用し、天皇制警察・軍隊と結合するにいたつた。實際地方勤勞動員署は警察内におかれ、勞務動員の仕事は「暗々裡に指令する」警察力によつて多く實行されたのである。

(註1) 服部英太郎「日本における失業救済の史的反省」、

〔勞働評論〕特集失業問題所収)

(註2) 風早八十二著「日本社會政策史」日本評論社版、二八九―二九四頁。

(註3) 前掲書三一―三三頁。

(註4) J・B・コーヘン著、大内兵衛譯『戦時戦後の日本經濟』下巻、五二頁。

二

さて敗戦後も政府は、冒頭にのべたような農村に歸る者や商人などになる者の多いことを前提にして、再び「失業潜在化」「停滞化」政策をとり、積極的に失業対策を推進しようとはしなかつた。もちろん一九四五年一〇月の國民勤勞動員令の廢止とともに、復員、徵用解除、工場事業所の整理等による離職者に優先的に職業斡旋をおこなうこととし、同年一月失業対策委員會を設置するとともに、厚生省に失業対策各省連絡本部を設置した。しかし政府は失業対策委員會の「意見」にもとずいて一九四六年三月に決定した「緊急失業対策要綱」の中で戦前

のように依然として「歸農計畫の急速施行」を強調していた。このことは戦後アメリカ占領軍當局によつて天皇制が温存されていることを反映したものにほかならなかつたが、政府が戦後大量失業に直面しながら、アメリカ軍を主體とする占領軍の日本人勞働者雇用に著しく依存していたことも特に注意されねばならない。占領軍に雇用されている日本人の数は一九四六年一月現在で少くとも一七五、〇〇〇人と概算されている。

しかも重要な點は、アメリカ占領軍が日本人勞働者を雇用する際に半封建的な勞働ボス制度に組制度を利用したということである。敗戦後まず占領軍が利用したのは勞務報國會であるが、これは、すでにのべたように戦時中勞務動員のために産報と同じように、政府が強制的につくらせた團體であり、勞働ボスと結びついていた。この點についてアメリカ占領軍當局の政策擔當者の一人ミリアム・ファレーイ女史はこうのべている、「勞務報國會は、……一九四五年九月三〇日に解散せられた。この組織は占領軍に勞務を供給するために必要な機能をはたしつづけてきたので、勞務協會という名のもとにいくらか異つた形で一時的に存続を許された。この團體は一九四五年二月三十一日に解散せられ、その財産は整理されて、占領軍に勞務を供給する責任は新設された日雇勤勞署に移された。」しかしこの日雇勤勞署は戦時中の國民勤勞動員署が勤勞署と名前を變えたものによつて、ファレーイが明言しているように、「占領軍に供給される勞務は日雇勤勞署または公的職業紹介所を通じ

て日本政府當局によつて募集されることになつてしたが、その多くは實際上勞働ボスによつて供給されたのである。」このことは、一九四六年五月三十一日の「連合軍關係勞働者災害扶助要綱」が勤勞署(日雇勤勞署)を通じて就業した常備者または日雇勞働者ばかりでなく、勞務供給業者を通じて就業した日雇勞働者、事業請負契約による請負事業に就業する勞働者について適用を規定しているのもわかる。しかもファレーイが「ある場合には縣廳が勞働ボス制度の廢止を命じたが、アメリカ軍地方指揮官によつて拒否された。」と指摘していることは、そのがしえな

い點である。その後「一九四六年七月總司令部の勸告によつて厚生省が占領軍むけ日雇勞務の供給に勞働ボス制度を利用することを禁止する命令を發し、」九月には、勞働ボス制度を利用してきた一三府縣のうち一二がこれを廢止したことが報告され、一月二四日には日本政府が勞働ボスの團體の解散を指令した。しかしファレーイは「一年後の報告はこの制度がなおもはびこり、占領軍に勞務を供給しつづけていることを指摘していた」といつている。

われわれの芝浦を中心とする日雇勞働者の實態調査においても、東京自由勞組の組合長B氏の語るところによれば、戦時中できた沿岸荷役統制組合は勞働ボスの組が連合したもので、戦後賭博と勞務供給をおこない、當初は主として占領軍に日雇勞働者を供給していた。彼等に對する賃金は終戦處理費によつて政府から支拂われたが、勞働者の手にわたるまでの間に港運會

社が二割五分、沿岸組合が一割ピンハネして、合計二割五分をピンハネされていたという。しかも一九四六年二月にできた東京港荷役勞働組合は沿岸組合のNという勞働ボスが組合長となつたものであつた。

(註1) Miriam S. Farley: Aspects of Japan's Labor Problem, New York, 1950, p. 64.

(註2) Farley: Ibid., p. 31.

(註3) Farley: Ibid., p. 63.

(註4) Farley: Ibid., p. 63.

(註5) Farley: Ibid., p. 64.

以上のように政府は戦後占領軍の日本人勞働者雇用に依存し、その過程で占領軍によつて半封建的な勞働ボス制度が温存されたが、戦後の大量失業がもちろんこれによつて解消されるはずはなかつた。失業対策委員會がその「意見」の冒頭で述べたように「失業は……社會不安の招來を免れない」ということを、アメリカ占領軍當局も日本政府も共におそれていたのである。それゆゑファレーイ自身が告白しているように、「總司令部は當初日本の經濟的困難解決の責任を回避していたにもかかわらず、占領當初においてさえ、完全な破局を防ぐためにいくつかの措置をとらざるをえなかつた」が、その緊急措置の中に「失業救済」があつたのである。日本政府も、かつて第一次世界大戦後の大恐慌に際して實施したように、この失業救済を目的として、獨占資本と地主の利益のために、天皇制官僚機構

と労働ボス制度を媒介とする公共的土木建築事業を起すことにして、各省の豫算として總額三一億圓を計上する豫定をたてたが、一九四六年五月二日アメリカ占領軍當局は日本政府に對し「公共事業費」という名前で六〇億圓を計上し、一〇〇萬ないし一二五萬の失業者を雇用することを指令した。もちろん占領軍當局はこの公共事業においても労働ボス制度を廢止する方針のもとに極力請負方式を避けるように指令したが、占領軍自體の設営工事が、いわゆる出血工事であるため、元請負業者が工事を下請にまわし、元請—下請—土方元締—部屋頭—人夫というような舊來の下請機構を通じて負擔を日雇労働者に轉嫁し、半封建的な労働ボス制度を温存させていた。それゆゑ日本政府の公共事業も、インフレによつて代金が實質的に切下げられ、また、支拂が遅滞したために、やはりその負擔を轉嫁しやすい労働ボス制度を利用することになつたのである。實際において公共事業の大半が請負で施行され、三年後の一九四九年度における經濟安定本部調でも、公共事業の五八%が請負で施行されており、特に建築關係は九〇%以上が請負となつてゐる。

だがこのようなかたちで實施されるようになった公共事業も失業救済を當面の目的として發足したが、その目的をはたすことはできなかつた。公共事業は、砂防、農業山林關係の事業のように農村地帯で實施されるものが多く、都市に集中した失業者を救済しえなかつたのである。實際、一九四六年度の公共事業費の三分の二は農村地帯に支出されたが、この年の失業者

は、その五四%が都市にあつたと推定されていた。なおまた、公共事業の中には水産、港灣關係の事業のように特定の技能を要するものが少くなかつたので、このためにも、失業者を多くは雇用しえなかつた。それゆゑ政府のいわゆる失業者吸収率も低下する傾向にあつたのである。

そこでこれを補充するために公共事業のうち特に「失業者の多數存在する地域の都市に重點を置いて」「簡易な事業」^(註2)に資材を要しない事業^(註1)が簡易公共事業として實施されるようになった。これは一九四七年には都市失業應急事業となつたが、これも、労働ボスを通じて失業者を雇用するようになったものが少くなかつた。しかも一九四六年に最終決定した豫算上の吸収率人員は一日平均三三、七八一人であつたが、インフレによつて實際にはその五〇%以下の二四、四三九人しか就労しえなかつた。

かくして占領軍にも、公共事業または失業應急事業にも雇用されなかつた失業者は、獨占資本が再建強化されてくるにつれていわゆる民間求人が増して来たとはいへ、民間企業に正式に雇用されて賃金を支拂われるまでの間の生活資金もないほど赤貧状態におとし入れられていたかぎり、一日一日の生活費をその日のうちにかせぎうる日雇として働かねばならなかつた。しかし民間日雇を紹介できるのは國民勤勞動員署から勤勞署になつた貧弱な公的職業紹介所ではなくて、戦時中勤勞供給をおこなつて民間企業に「顔」のきいてゐる労働ボスであつた。そ

ここでこの労働ボスが失業者を集めて民間企業の日雇仕事を斡旋し、労働組合もこのために労働ボスの手でつくられたものが多かつた。

芝浦でも、東京港仲仕組合の組合長K氏の話によれば、「マチバへいきたい者がカトリ橋附近にたまつて仕事を待つてゐる状態だつた。」(マチバというのは民間企業のことである)、しかし勤勞署は「無力」であつたので「これではしかたがないといふので組合がつくられた。」それが一九四五年一月にできた芝浦自由労働者組合であり、民間企業へ日雇労働者を供給する私設職業紹介所の役割をはたすようになった。その組合長はさきの東京港荷役労働組合の副組合長Iであつたが、彼は労働者への加配米をためこんで闇賣して利益を得ていた。ファミリーも、労働ボスが賃金ばかりでなく加配米をピンハネして「闇市場」に賣つていたことを指摘しているが、労働組合もこのような労働ボスの手ににぎられていたのである。その後この芝浦自由労働者組合は東京荷役労働組合と統一しようとしたが、ボス争いから、結局芝浦屋外自由労働組合と芝浦進駐軍労働組合とに分れることになつた。しかもその當時は占領軍日雇より民間日雇の方が賃金が高かつたので、進駐軍労働組は清水組、大林組などの労働ボスと結んで屋外支部をつくり、屋外自由労働組と民間日雇の紹介をあらそつた。

このように民間日雇の紹介を一手ににぎるようになった労働ボスは、勤勞署を無視して行動したようにみえるが、實際は勤

戦後失業対策と都市日雇労働者

勞署に黙認されていたばかりでなく、加配米の配給その他を通じて勤勞署その他の官僚と結託していた。一九四六年八月二二日に發表された總司令部勤勞諮詢委員會最終報告も、當時の實状についてこうのべてゐる。

「日本においては、厚生省の一般的指導の下に府縣及び地方廳により運営される約六百の公的職業紹介所が存在する。この制度は一九二一年の法律にさかのぼる。戦時中、この制度は戦時生産のための勞力の動員及び管理上『労働戦線』組織と結びついていた。しかし一九四六年四月より、それは平和時代の募集に轉じたように思われる。しかし『労働戦線』の遺物は、或る職業紹介所と、日本の封建主義の遺物たる労働ボスとの關係においてなお残存している。」

要するに、初期においては、アメリカの占領政策の下で戦時中の國民勤勞動員署が一應警察軍隊からきりはなされて「平和時代の募集」をおこなう公的職業紹介所となつたにすぎず、それは、本格的な失業対策の前提として整備されなかつたので、大量失業の中にあつて依然として労働ボス制度がその機能を補充しむしるはびこつたのであり、政府の失業対策はやはり「失業潜在化」^(註1)政策におわつてゐた。ただ労働ボス制度がアメリカ占領軍の日雇労働者雇用の過程で温存されたことは、特徴的な事實であつた。

(註1) Farley: Ibid, d. 61

(註2) 「失業対策年鑑」昭和二六年版労働省失業対策課編

(註3) 前掲書七七頁

(註4) Farley: Ibid., p. 62

(註5) 「資料労働運動史」昭和二〇二一年労働省編八二七頁

三

一九四七年四月政府は従来の勤労者を公共職業安定所(職安)として再編成した。その際従来勤労者でおこなっていた「労働関係の第一線事務を掌るため、公共職業安定所と別個に労働事務所が設置された。」^(註2)これは、「労働運動の實態を常時的に把握して」^(註2)二・一スト以後の労働運動においてアメリカ占領軍當局が打出した右翼社會民主主義者を利用する「組合民主化」政策に奉仕するためにほかならなかつた。一方労働事務をきりはなされた職安は、さきの總司令部労働諮問委員會最終報告の「勸告」にもとづいて、「重要な生産及び分配のための労働力の動員」を「支配的目的」^(註3)とするにいたつた。ここにいふ「重要な生産及び分配」は當面、アメリカ占領軍當局の「財閥解體」指令によつて從屬的に再編成された銀行を中心とする獨占資本主義を再建、強化するためのいわゆる「傾斜生産」^(註4)となつたが、さらに「勸告」は特に「職業紹介所の施設は、範圍上および能率上これを擴大すべく、もつて労働ボス、個人的募

しておこないうるようにし、他方では、労働ボスが組を會社という名前に變え、形式的に職安を通すだけで労働供給や中間搾取をつづけるようにした。

後者の實例としては、われわれの調査によれば、職業安定法が出てから、高木組のAという大親分が泉海陸という會社をつくつて社長となり、この大親分と益を交わした親方が依然として労働供給をおこなっている場合があげられる。この泉海陸は現在でも、例えば、三井倉庫と契約を結び、某労働組合を通じてはつきりした労働供給をおこなっている。もし他の組や労働組合が高い賃金で労働者を供給すると、なぐりこみをかけるといふ状態で、常に賭博をおこなっている。また組の労働ボスの中には、日通支店の無給囑託となり、普通、何々運送という看板を出して労働供給をおこなっている者がある。このような労働供給は、全く「モグリ」でおこなわれていることも多いが、労働ボスが労働手帳をまとめて職安で認めさせてくる場合、職安の登録係などとの間に贈賄關係が生じ、こうしてかえつて職安の官僚と労働ボスとの結びつきが深められている。

また、労働ボスまたはその手下が會社の直用となつた實例としては、日本電氣の山田組、沖電氣の志田組の場合があげられる。沖電氣は、完成品出庫の方は組が會社となつた辰巳倉庫に下請させるようになったが、材料入庫の方は志田組が直用としてはいりこむようになった。現在この志田組は男三五人、女一五人を使っている。また、日本鋼管川崎製鐵所の臨時工、社外

戦後失業対策と都市日雇労働者

集代理人及びその他不經濟な、舊式の募集方法を職業紹介上の慣習として必要ならしめるようにすべきである。」^(註5)と指摘していた。しかし職安はそれほど「範圍上および能率上」擴大されなかつたばかりでなく、職安の職業行政官僚や地方官僚は従来の労働ボスとのつながりからこれと妥協していつた。政府はまたアメリカ占領軍當局のいわゆる「民主化」政策の一環として四月に労働基準法を制定してその第六條により労働ボスの中間搾取を禁止するとともに、一一月には職業安定法を制定してその第四條により労働ボスの労働供給業を禁止した。しかしそれは、官僚と労働ボスとの結びつきを深め、従来労働供給業を利用してきた資本家に労働ボスを掌握させるような形で労働ボスをいんべいしつづ温存させたのである。

一九四七年一月一日職業安定法が施行されると、三カ月間の猶豫期間において翌四八年二月一日にすべての組は自發的に解散することになった。しかし労働ボスは自發的に組を解散しようとはしなかつたし、長い間労働ボスの手で労働者を供給されてきた會社も組を極力温存しようとした。そこで二月七日労働大臣談話が發表され、その對策として「(一)労働者供給業者から労働者の供給を受けていた工場、事業所はその労働者を直用とすること。(二)直用できない者については公共職業安定所に登録しておいて紹介すること。」^(註6)を指示したが、この指示はかえつて、一方では、労働ボスまたはその手下が労働者とともに會社の直用となり、その中で労働供給や中間搾取を依然と

工の場合もこれと同様である。ここでは、労働ボスが會社と結託して「世話役」と呼ばれる手下を「班長」という名目で臨時工の中にはいりこませ、この「班長」に臨時工をもとどおり監視させた。そしてこの班長が臨時工の数をこまかして「金券」といふ一日の就勞證明を餘計にもらい、歸りにこれとひきかえに餘分の賃金を受取つて労働ボスがこれをふところにいれるという仕組になつていた。法政大學労働法研究會の臨時工調査によれば、組解體後も四一四の組のうち、一五九が何らかの形で會社と關係しており、請負的な組九九のうち八八が、労働供給を業とする組二二〇のうち七七が會社と關係を保っている。^(註6)この調査によつてわかることは、相當数の労働ボスが資本に直接掌握されて組を温存していることである。しかしすでに會社と關係がなくなつたといわれる組の中にも運輸會社を始めたものがあり、「これは會社の仕事をしているのではないかと思われる」と指摘されている。また、ある運輸會社の例では「二つの組が別々の公共職業安定所を形式的に通して、その會社に日雇として使用されている」とのべられている。^(註7)

ただこの調査でも判るように、請負的な組は純然たる労働供給を業としないという理由で特に多く温存されている。しかし請負契約という形式の下で純然たる労働供給業をおこなっている者が少くなかつた。そこで一九四八年三月七日労働省令第三號によつて職業安定法施行規則に第四條を新しく追加して脱法行為を防ごうとした。さらに六月三十日から「職業安定法の一

部を改正する法律」を施行して、勞務供給業をおこなうことばかりではなく、勞働者を供給されることも違法とし、また行政官廳の調査に關する一項を加えて、禁止規定を強化した。しかし施行規則第四條によれば、「自ら提供する機械、設備、器材（業務上必要な簡単な工具を除く。）若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は専門的な企畫、技術を必要とする作業を行うものであつて、單に肉體的な勞働力を提供するものではない」場合を勞務供給業でないとしているため、これがまた勞働ボスによつて「かくれみの」に使われた。われわれの調査によれば、勞働ボスの中には、申譯程度の設備、材料などを使用して請負作業をおこなつているが、裏口では純然たる勞務供給をつづけている者がある。また、勞働ボスが結託して、必要な設備、材料などを監督官廳が調査に來たときだけ次から次へと持ちまわつて法律の網をくぐつていく場合もある。

だが重要なことは、勞働ボスがその請負作業そのものの中でその手下をつかつて實質上全く勞務供給に等しいことをやり、中間搾取をおこなつていくところである。その實例としては、特に沖仲仕を使つて荷主から仕事を請負つている「ステベ會社」と呼ばれる荷役會社があげられる。われわれの調査によれば、芝浦では沖仲仕専門の荷役會社は、最大の太平洋でも資本金一〇〇萬圓であり小は二〇萬圓前後であるが、ここには、「監督」の下に「世話役」という者がおり、その他「助世話役」「小頭」「助小頭」などがある。「世話役」は船内での仕事の

直接の責任者として扱う品物の種類や數量をみて雇う人數を決め、仕事に適した勞働者を會社の「常備」の中から選び、あとは日雇の中から選んで「格」という就勞豫約券を渡す。この「格」をもちつた日雇は職安の事後紹介の形式をとつてハンケに乗り、本船に行つて仕事を始める。仕事が終わると日雇は「格」とひきかえに賃金を渡されるが、その賃金は「世話役」がまとめて日雇の顔をみながら渡す。氣にいらぬ者には餘分に渡すがこの間に中間搾取がおこなわれていることは明かである。

(註1) 『資料勞働運動史』昭和二年八八二頁

(註2) 前掲書昭和二年八八六頁

(註3) 前掲書昭和二〇一二年八二八頁

(註4) 前掲書昭和二〇一二年八二八頁

(註5) 『日本勞働年鑑』一九五一年版大原社會問題研究所 七九六頁

(註6) 勞働法研究会「いわゆる臨時工の實態」法學志林第四 八卷第四號一三五頁

(註7) 同右一三六頁

以上のべてきたところでわかるように、アメリカ占領軍當局の「民主化」政策の一環として日本政府のおこなつた勞働基準法、職業安定法による中間搾取、勞務供給業の禁止は、かえつてそれをいんべいされたかたちで温存させたのである。本來日雇勞働者はいわゆる停滯的過剩人口として、「現役勞働者軍の一部を形成しているが、しかしその就業は全く不規則である」。

「翌日就業を約束されないかぎり、自己の體力をすりへらしても、ひたすら能率をあげ、または時間外勞務をなして、約束されない明日の就業を自ら棒にふる。いいかえれば、仕事にありついたらこのときとばかり、體力不相應の力を根かきり出しつゝ、稼いで稼いで翌日は自然に來る失業をみずから調節する。」われわれの調査によれば、現在芝浦の沖仲仕は「オールナイト」といつて一晝夜通して働いて一、三〇〇圓ないし一、五〇〇圓の賃金をもらう。最高記録四晝夜働いた沖仲仕があるといわれているが、このように働けば、就勞の機會があつても身體がもたないから家で寝ているという。或沖仲仕は「『寝るも稼ぎ』という言葉があるよ。」といつていた。

とにかくこのようにし「彼等の生活状態は勞働者階級の平均的な標準水準以下に低下するのであつて、他ならぬこのことは彼等をして資本の獨立的搾取部門の廣汎な基礎たらしめる。」半封建的な勞働ボス制度は、實にこの「資本の獨立的搾取部門」の主要な一構成要素となつていたのであり、このような制度がいんべいされたかたちで温存されたのは、根本的には、やはり、戦後アメリカ占領軍當局の指示に基く「農地改革」がかえつて農民を零細な土地にしばりつけ、土地取上げを通じて地主または自作化した耕作地主への封建的隷屬を強めて、農業だけでは生活しえなくなつた貧農を都市に流出せしめたからであつた。われわれの調査によれば、日雇勞働者で出身の判明した者四七人のうち、二一人が農家出身であり、しかもその多くが

貧農出身となつていく。たとえば、四三歳の日雇勞働者は、石川縣で七反の小作地を耕作していたが、戦後復員してきた地主に「農地改革」の過程で土地を取上げられ、上京して清水建設の人夫となり、それ以來日雇勞働者となつていく。このような農家出身者を中心とする日雇勞働者の中から、勞働ボスは、「われわれの調査に際してかれら自身が主張したように」「からだが頑丈なだけでなくよく言うことを聞く人間」を選び、すでにのべたように「なぐりこみ」というような經濟外的強制で低賃金を維持しつつ、賃金をさじかげんして勞働者を過度勞働にかりたてるのである。實にこのような勞働ボス制度が、アメリカ占領軍や獨占資本、地主によつて戦後もひきつづき有利なものとして利用されたのであり、アメリカ帝國主義とこれに從屬する日本支配階級は、最大限利潤を確保する體制を再建する一つの基礎としてこの半封建的な制度を「農地改革」とあいまつていんべいされたかたちで温存する政策をとつたのである。

(註1) カール・マルクス『資本論』日本評論社版第一卷第四分冊一六二―三頁

(註2) 平野義太郎著『日本資本主義の構造』九九頁

(註3) マルクス『資本論』第一卷第四分冊一六三頁

四

一九四八年三月芦田内閣の成立とともに、アメリカが日本を「極東の工場」たらしめるための外資導入の前提條件として、

人員整理による企業合理化がすでに日本の獨占資本の日程の
ぼり、それは東寶争議を契機に労働組合の首切り反對闘争をお
しきつて着々とすすめられてきた。そこで政府は七月失業者の
激増に對處し従来いゆる失業率を低下して失業救済の
目的に充分な「効果」をあげえなかつた公共事業に對して、失
業者吸収率を行政的措置によつて決めることになつた。ところが
アメリカ占領軍當局の指令で吉田内閣が一月「賃金三原則」
を決定し、二月マッカーサーが吉田内閣に「經濟安定九原則」
の實施を要求してから、いよいよアメリカ帝國主義の要する
日本經濟の從屬化と軍事化の方向が明かとなり、いゆる集中
生産と企業合理化の強行によつて、大量人員整理と中小企業
の倒壊をもたらした。失業者は激増するにいたつた。すでに一九四
七年一月に制定され、一月にさかのぼつて實施された失業
保險法は、しばしば指摘されるように、それまでに堆積された
失業者を放置して、まさに「人員整理を圓滑におこなう」ため
のものでしかなかつたが、職安における失業保險の離職受付件
數も一九四九年三月以降急激に増加しはじめた。そしてこの失
業者はその技能、職歴、希望に適した職業につくことができず、
結局日雇労働者として職を求めに職安にあらわれてきた。とこ
ろがこのような失業者を對象とした簡易公共事業^{II}都市失業應
急事業は、かえつて縮小されていた。即ち、豫算上の吸収豫定
人員は一九四六年の一日平均三三、七八一人から、一九四七年
の六、七二五人、一九四八年の一三、二八人と減少しており、

しかも實際の就労人員はこの吸収豫定人員をさらに下まわり、
一九四八年には豫定の六三%の一日平均八、三七五人にすぎな
かつた。この結果あぶれが次第に増加してきたのであり、一九
四九年九月發行の「勞農情報」第二五號「失業者の手引」はこ
のあぶれ増大の事情について次のように記している、
「三田の職安の例をとつてみて二割は昔から力仕事をして
きた沖仲仕で、あとはみんな戦後の失業者だ。昨年七八月頃
までは昔から力仕事をやつていた人があつまつてきたが、九月
十月頃から若い者がにわかになつてきて、十二月になつたら工
場労働者、商人、教員などがこの失業者群の中に入つてきた。
今年の三月四月からは工場から放り出された労働者が毎日ふえ
ていったということだ。」

前には荷あげで日收三五〇圓ぐらい、土工で三二〇圓、日通
三〇〇圓とかいう仕事毎日あつた。あぶれたところで三二〇
圓ぐらいで進駐軍作業もあつた。はんばの臨時仕事でも二百圓
ぐらいにはなつたが、二月頃から仕事が目みえてへつてい
た。三日に一べんか五日に一べんやつと仕事にありつけるとい
うふうになつた。ひるの辨當をもつてくるものはだんだん少
なつてきた。深川の安定期では一月にはあぶれても一日に百人
ぐらゐであつたものが、四月には八百人もあぶれるようになつ
た。知識階級の失業者や未亡人の失業者から大學教授まで簡易
公共事業にやつてくるという山手の澁谷の職安でも仕事はな
なつてきた。新宿でも大森でもどこでもあぶれが多くなつてき

た。雨でもふつたらみんなあぶれで歌の文句じゃないけれど、土
方殺すにやほものはいらぬ』ありさまだ。工場や事務所に通
きたいといつても三田職安の例でも四月には男子二、四三五名
と女子一、〇一三名が仕事さがしにきたが、男は三四二女子一
九五が紹介されただけで、せつかく安定期の窓口をパスしても
實際に職にありつけたのは五分の一たらずといふことで、家族
の多いのはためだとか、通勤するには家が遠すぎるとか何とか
かんとかで使つてくれない。そういうありさまなのでやとわれ
たにしても給料ははなしにならないくらい安いからあるいはと
てもくつてゆけない。僅かばかりの給料だから雇われたくとも
雇われるわけにはゆかぬものもある。

「こうなると公共事業でもなんでもいといつてそつちの方
になだれこむことになる。國庫負擔の一般事業と國庫三分の二
都道府縣三分の一負擔の簡易公共事業は失業救済を目的とする
ものださうであるが、からだの丈夫なものには簡易公共事業など
はもととも見むきもしないもので大體が婦人やからだの弱いも
のを對象としたものだ。一日税引一六三圓、東京特例として税
引一八二圓という飢餓賃金があたえられていた。……その仕事
をとるためにさへ前日からめしをくわなないで泊りこみをやると
いう日がつづいた。輪番制にしてみてもこれがやまぬのだ。
それほど切迫してきた。仕事がないとわかつていても、いても
たつてもいられないで安定期にかけていく。」

「芝浦ではたくましい肉體にものをいわせて、はげしい重勞

戦後失業対策と都市日雇労働者

一〇九 (四三九)

働をやつてきた沖仲仕たちは四月から五月にかけて、東京港へ
の入船がへつて、簡易公共事業でもと思つてもそれにもありつ
けず大の男が十日も半月もまごつかなければならぬありさまで
ある。^(註2)

このような事態の下で、一九四九年五月十二日朝、あぶれつ
づきの芝浦の日雇労働者が芝浦屋外自由労組、東京土建一般勞
組芝浦支部の参加によつて、「一、輪番制で仕事をあたえてゆ
くやり方は労働者に徹夜させることになるからやめること、
二、全員就労」を要求して五時間の團體交渉の結果、所長に簡
易公共事業への全員就労をみとめさせた。この闘争がきっかけ
となつて、日雇労働者の「職よこせ」闘争が都内の各職安にひ
ろがり、東京からさらに全國に擴大していった。
實にこのような情勢の中で、東京都における簡易公共事業へ
の就労は、五月には四月の三倍に達したのであり、政府は緊急
失業対策法を五月二〇日に公布して即日施行したのである。こ
の法律によつて従來の公共事業の失業者吸収率を明確に規定
し、また吸収率を従來のように直營事業ばかりでなく請負その
他直營以外の事業にも適用することになつたが、さらに「失業
者に就業の機会を與えることを主たる目的として」失業対策事
業が開始されることになつた。もつとも失業対策事業は新たに
設けられたというよりも、従來の簡易公共事業が法律にもとず
いて「再發足」したといふべきであり、東京都においても八月
にそれまで職安でおこなつていた簡易公共事業が都の事業主管

局に移され失業対策事業として失業救済を第一の目的として運営されることになった。それ以來失業対策事業への就労人員は日雇労働者の「職よこせ」闘争におされて逐月増加したが、職安に登録される日雇労働者の数も増加した。そこですでにドッジ・ラインの下で國庫補助の限界にぶつかっている失業対策事業とは別に、一九五〇年一月都單獨の簡易失業対策事業も實施されたが、なおかつ職安の登録増加数には到底及ばなかつた。失業対策事業一日平均就労人員は一九五〇年一月の一四、四二七人から五月の二六、三六七人に増加したが、有效整理票所持者の数は一月末の二、二九〇六六から五月末の三五、八八五人に増加した。こうして六月には有效整理票所持者の数は三六〇〇〇人をこえ、しかも民間、公共事業、連合軍關係、官公廳等の求人には有效整理票所持者の一割にも満たない有様で、一日平均三六〇〇人にも及ばず大部分は失業対策事業の就勢に依存する状態にたぢたつた。

ところがこのように失業対策事業の比重が大きくなつてきたにもかかわらず、職安では「失業者に均等に就労の機会を與え乏しきをわかちあう」といつて六月二十六日から輪番制を實施し、逆に失業対策事業の就労人員をおさえる対策をとつた。それゆゑ失業対策事業一日平均就労人員は五月を頂點として六月以降増勢を止め、二、二〇〇乃至二五〇〇〇人の間を上下して十二月にいたつている。ところがこの間に有效整理票所持者の数は六月末の三六、二三九人から一二月の四〇、八五七人へ

と増加しており、あぶれが必ず出される状態となつた。こうして輪番制は「失業者に均等に就労の機会を與える」という名目のもとに、順番で均等にあぶれの機会を與えることになつたのである。

だがそればかりではなく、輪番制は、朝鮮戦争を契機に特需によつて急速に日本經濟が軍事化さたるにつれて、増加してきたいわゆる民間求人に対して労働力を動員するために、豫算の枠をしめあげてあぶれを出す手段となつた。實際輪番制が實施されたのは朝鮮戦争勃發の翌日であり、七月以降民間への紹介数は増加に轉じているが、特にそれが一段と増加している九月には、新輪番制の實施によつて失業対策事業への一日平均就労人員は急激に減少している。このことは、失業対策事業から閉め出されてどうにもならない日雇労働者が無収入の苦しさから朝鮮戦争によつて増大した特需にもとづく民間求人に応じていつたことを反映している。實に輪番制こそは、失業対策事業を單なる失業救済でなくし、經濟軍事化のために、「資本に對し自由にしうる労働力の汲めどもつきぬ貯蔵所」を意識的計畫的に形成するものにはかならなかつた。しかもこの輪番制はあぶれで苦しんでいる日雇労働者を朝鮮への軍事雇用にも應じさせた。われわれの調査においても、一九五〇年九月の仁川上陸に荷役作業に従事したという日雇労働者五名に接したが、これは第二回朝鮮行募集であり、第一回募集は朝鮮戦争勃發の三カ月前の三月二〇日にあつた。しかしこのときは組織された日雇労働

働者は、組合の反對によつて募集されなかつたので、未組織の失業者が募集されたという。

一方すでに一九五〇年一月に「失業対策事業就労適格要件」が決定されたが、その中で「失業対策事業以外の事業に輪旋した時にそれを拒否したもの」は失格することにされた。これは明らかに輪番制とあいまつて日雇労働者を軍事的な方面へ強制配置する體制をつくりあげたものであつた。また同年七月二二日衆議院において「失業対策に関する決議」がおこなわれたが、この主旨をまとめて東京都事業廳課長會議から土建一般労働に次のようなことが申渡された。

- (一) 進駐軍關係の仕事にたいする準備のために現在の登録數三萬を一齊に一七萬にするよう新規登録する。
- (二) 従つて今後は輪番制を強化しなければならない。
- (三) もし進駐軍關係の仕事拒否するものがあれば手帳をとりあげる。

かくして日雇労働者にたいする手帳とりあげが増加し失業対策は戦時務務動員へと急速に移行していくこととなるのであるが、これ以後現在にいたる失業対策の變轉と日雇労働者の實態およびその特質については別稿にゆずることとする。(未完、本稿は、文部省科學研究費の交附によつて進められた調査研究の一部である。)

(註1) 『失業対策年鑑』昭和二六年版七七頁。

(註2) 『失業者の手引』勞農情報二五一四—一六頁。

(註3) 『雇用と失業』昭和二五年年報解説篇一六七頁。

(註4) 同上統計篇六六—六七頁、七八—七九頁。

(註5) マルクス『資本論』第一卷第四分冊一六三頁。

1950 年度	紹介數		失對への平均 月就労人員
	民間	失對	
1月	78,851	389,400	14,425
2	74,661	372,961	14,511
3	83,457	460,966	16,703
4	74,675	576,946	23,958
5	71,957	702,518	26,367
6	77,355	672,309	24,109
7	86,267	651,266	24,869
8	93,219	671,545	24,759
9	110,627	580,360	22,157
10	123,622	609,631	23,276
11	136,894	601,388	22,980
12	163,790	723,117	23,018